



熊本県公報

第 1 1 7 6 7 号
平成 20 年 12 月 24 日 (水)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 平成20年度熊本県家畜商講習会の開催…………… (畜産課) 1
 - 熊本県防災功労者表彰要綱の一部を改正する要綱…………… (危機管理・防災消防総室) 2
 - 個人県民税寄附金税額控除対象寄附金の指定…………… (税務課) 2
 - 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
 - 指定居宅介護支援事業所の指定 (福祉用具貸与、特定福祉用具販売)…………… (高齢者支援総室) 3
 - 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)…………… (") 3
 - 公 告**
 - 県有財産の売却…………… (管財課) 4
 - 都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
 - 都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告…………… (") 5
 - 正 誤**
 - 平成12年3月23日熊本県条例第28号 (熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例) 中…………… (漁港漁場整備課) 5

告 示

熊本県告示第 1 1 0 7 号

家畜商法 (昭和 2 4 年法律第 2 0 8 号) 第 4 条の 2 第 1 項の規定により、平成 2 0 年度熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。
平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の目的
家畜の取引業務に関し、必要な知識を習得させる。
- 2 講習の対象者
家畜商の免許を受けて家畜の取引業務に従事しようとする者
- 3 講習会の期日及び場所
 - (1) 講習会の開催日時
平成 2 1 年 2 月 1 6 日 (月) 及び 2 月 1 7 日 (火)
午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 講習会の開催場所
熊本県立農業大学校 教育棟 2 階 C R 4 (合志市栄 3 8 0 5)
- 4 講習の内容

科 目	時間数	備 考
家畜の取引に関する法令	4 時間	家畜商法、家畜取引法等
家畜の品種及び特徴	4 時間	
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6 時間	

- 5 受講の申込方法
 - (1) 受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書 (別記様式) に講習会受講手数料 3, 3 0 0 円 (熊本県収入証紙) 及び写真 (ライカ判) 2 葉を添えて、平成 2 1 年 1 月 2 6 日 (月) までに所管地域振興局長 (熊本市にあっては、熊本農政事務所長) に提出すること。
 - (2) 受講の申込みをした者には、受講票を交付する。
 - (3) 納付した手数料は、返還しない。
- 6 講習の特例措置
家畜商法施行令 (昭和 2 8 年政令第 2 5 2 号) 第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定に基づき、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者で講習の特例措置 (一部免除) を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付すること。
- 7 修了証明書の交付

- 講習会の課程を修了した者には、講習会終了後、修了証明書を交付する。
- 8 その他
- (1) 講習会当日は、講習開始 30 分前までに会場に集合し、受付に受講票を提出すること。
 - (2) 受講者は、筆記用具を持参すること。
 - (3) 講習会テキスト（参考書）は、講習会初日に受付で販売する。
（最新 家畜取引の知識改訂版（消費税込み 3,000 円）を使用予定）

別記様式

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

熊本県知事 様

(申込者)
 現住所
 氏 名 印
 生年月日

家畜商法第 4 条の 2 第 1 項の規定による講習会を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。

熊本県告示第 1108 号

熊本県防災功労者表彰要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 20 年 12 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災功労者表彰要綱の一部を改正する要綱
 熊本県防災功労者表彰要綱（昭和 38 年熊本県告示第 651 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 1109 号

熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）第 30 条第 4 号の規定により次の寄附金を個人県民税寄附金税額控除対象の寄附金として指定したので、熊本県税条例施行規則（昭和 30 年熊本県規則第 4 号）第 19 条の 3 の 5 第 5 項の規定により告示する。

平成 20 年 12 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定年月日 平成 20 年 12 月 24 日

- 2 控除対象寄附金の名称 学校法人白百合学園に対する寄附金
- 3 寄附金募集者の名称 学校法人白百合学園
- 4 寄附金募集者の代表者の氏名 理事長 式井 久美子
- 5 寄附金募集者の主たる事務所の所在地 東京都千代田区九段北2-4-1
- 6 控除対象寄附金の指定の有効期間 平成20年1月1日から平成24年12月31日まで

熊本県告示第1110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年12月24日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	小鶴原女木線	球磨郡五木村大字乙字中村 1646番2地先から 同所 1646番2地先まで	95.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成20年12月24日

熊本県告示第1111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成20年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
パナソニックエイジフリー介護チェーン南熊本 球磨郡多良木町大字久米1215番地	有限会社ダイユウ	平成20年12月19日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
パナソニックエイジフリー介護チェーン南熊本 球磨郡多良木町大字久米1215番地	有限会社ダイユウ	平成20年12月19日

熊本県告示第1112号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。

平成20年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
パナソニックエイジフリー介護チェーン南熊本 球磨郡多良木町大字久米1215番地	有限会社ダイユウ	平成20年12月19日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
パナソニックエイジフリー介護センター南熊本 球磨郡多良木町大字久米1215番地	有限会社ダイユウ	平成20年12月19日

公 告

熊本県公告第840号

県有財産を次のとおり売却する。
平成20年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示

旧大津警察署署員宿舎(菊陽)
 所在 菊池郡菊陽町大字津久礼字下迎原3600番61
 土地 宅地 273.59平方メートル
 建物 事務所・居宅 木造かわら・スレートぶき平家建 83.63平方メートル
 物置 ブロック造スレートぶき平家建 3.91平方メートル
 最低売却価格 13,820,000円

旧大津警察署署員宿舎(合志)
 所在 合志市豊岡字泉ヶ丘2013番38
 土地 宅地 239.16平方メートル
 建物 居宅 木造セメントかわらぶき平家建 79.49平方メートル
 物置 木造スレートぶき平家建 5.76平方メートル
 最低売却価格 10,400,000円
- 2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 現地で建物を開放する日時
 平成21年1月16日(金)
 旧大津警察署署員宿舎(菊陽) 午前10時から午前12時まで
 旧大津警察署署員宿舎(合志) 午後1時から午後3時まで
- 5 入札期日及び場所
 平成21年2月3日(火)
 旧大津警察署署員宿舎(菊陽) 午前10時
 旧大津警察署署員宿舎(合志) 午前11時
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県行政棟本館地下1階 監理課入札室
- 6 開札期日 入札終了後即時
- 7 入札参加申込書
 入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。

提出方法 持参又は郵送による。
 提出期限 平成21年1月23日(金)午後5時
 (郵送の場合は提出期限までに必着)
 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 8 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 9 契約締結期限
 平成21年2月16日(月)午後5時
- 10 契約保証金
 契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保

証をした小切手により行わなければならない。

1 1 その他

- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第841号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成20年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
八代市植柳上町字前河原858番2、同863番、同864番、同865番、同866番、同905番5、同907番2、同908番4、同858番2地先の里道及び水路の一部
4,988.80平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市新生一丁目13番12号
有限会社ハウスプラン熊本

熊本県公告第842号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成20年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
鹿本郡植木町大字広住字石櫃541番28、同541番42、同541番43、同541番44、同541番45、同541番46及び同541番47
1,712.89平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
鹿本郡植木町大字石川280番地
株式会社坂田工業

正 誤

平成12年3月23日熊本県条例第28号（熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	行	正	誤
4	下	25	（以下「採取者等」という。）	（「以下採取者等」という。）